

# 市有公共建築物耐震化計画

平成23年 3月

下 田 市

## 1. 目的

平成 18 年 1 月に「建築物の耐震改修計画に関する法律」が改正施行され、これを受け、平成 20 年 6 月に「下田市耐震改修促進計画」が策定されました。市が所有する建築物（以下「市有建築物」という。）は、平常時は市民の利用する建物であり、災害時には避難所等の重要拠点となる建物であります。想定される東海地震の発生による被害の軽減を図るため、市有建築物には耐震性が強く求められています。

このことから、市有建築物についてそれぞれの重要性、耐震性を考慮し、耐震化に向けた基本方針を策定するものです。

## 2. 市有建築物の耐震化の現状

### (1) 対象建築物

本市が所有する建築物（倉庫・便所等の小規模な建築物は除く）は、新耐震基準の建築物を含め 175 棟であります。その内、昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物で、耐震性が不十分である建築物 119 棟及び静岡県が定めた東海地震に対する耐震性能を表すランクⅡの建築物 20 棟の合計 139 棟を対象とします。

### (2) 対象建築物の現状

表ー1 市有建築物の耐震化状況（平成 22 年 3 月末現在）

市有建築物総棟数 a	新耐震基準の建築物 b	旧耐震基準による建築物の棟数					耐震化率 (b+c)/a
		耐震性 (有り) c	耐震性（無）		耐震診断 未実施		
			耐震診断済	耐震診断未実施			
175	36	139	20	119	8	111	32.0%

## 3. 計画期間

「下田市耐震改修促進計画」では平成 27 年度末を市有建築物の耐震化率を 100%とする目標年次としているが、「下田市第 4 次総合計画」において、平成 27 年度末の耐震化 100%達成は困難であることから、計画期間を平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 10 年間とします。

## 4. 耐震化計画の内容

対象建築物の耐震化方針（優先順位等）・実施方法等を定め、耐震化目標年度を設定します。

### (1) 耐震化の方針

下田市第 4 次総合計画に併せ、基本的には防災上の重要拠点を優先し、災害対策本部や避難施設及び関連施設となる建築物の耐震化を図り、市役所庁舎（図書館併設）・学校給食センター・幼保園の建設を平成 27 年度末までに建設することとし、総合計画中間見

直しの平成 27 年度以降、防災上の重要度による分類の重要度の高い A I から順次、耐震性能の推定と優先要素の多い建築物を考慮し、所管する課等での検討を踏まえ、耐震化することとします。

表－2 防災上の重要度による分類

類	用途分類	類	重要度による分類	対象建築物数(棟)
A	社会福祉施設、市地域防災計画に指定されている広域避難所・救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する施設	I	施設の中で、防災対策、救助活動の拠点となる建築物	54
		II	I 以外の建築物(付属建築物)	7
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のある A 類以外の施設	I	主として避難所として使用される建築物	32
		II	I 以外の建築物(付属建築物)	0
C	A 類、B 類以外の建築物	I	利用する人の生命・身体の安全を図る建築物	82
合 計				175

※耐震化検討要素

◎耐震性能の推定

- ①建築年
- ②耐震診断実施結果

◎優先要素

- ①多数の者が利用する建築物
- ②要援護者(高齢者、子ども等)の利用を目的とした建築物
- ③災害対策・復旧対策の拠点となる建築物
- ④災害対策・復旧対策を実施する建築物
- ⑤避難所に指定される建築物や災害時要援護者等の利用する建築物
- ⑥津波浸水予想区域にある建築物

(2) 耐震化の実施方法

表－3 耐震化の実施方法別棟数

耐震化実施方法	実施方法の内容	建築物数(棟)
耐震補強	耐震補強を実施予定	15
建替え	建替えを実施予定	3
	統合して建替えを実施予定	101
調整中	耐震診断・性能推定を行い、耐震補強・建替え等を検討	8
その他	解体、用途廃止後譲渡など	12
合 計		139

(3) その他

- ①耐震診断の結果や補助制度等の変更によっては、計画の見直しを行うものとします。
- ②耐震安全性の目標値は基本的には東海地震に対する耐震性能ランク I a を目標値とするが、具体的な工法や対応の選択については耐震診断終了後に決定することとします。
- ③統合、解体や補強等の検討を行うとした市有建築物については、この計画期間内に所管する課等で対処するものとします。